

～多様性を認め合えるまちへ～

## 酒田市パートナーシップ宣誓制度

一人ひとりがお互いの多様な生き方や価値観を認め合い、尊重しながら、誰もがいきいきと暮らすことができるまちの実現を目指し、酒田市パートナーシップ宣誓制度を実施しています。



### パートナーシップ宣誓制度とは？

双方又は一方が性的マイノリティ(性的少数者)であるお二人が、相互の協力により継続的な共同生活を行うパートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、市が宣誓書の受領証明書を交付する制度です。

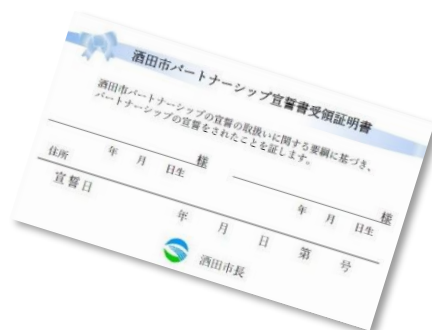
❖婚姻とは異なり、戸籍などの記載は変わらず、法的な効力は発生しません。

### 利用可能な市の行政サービス

(2024年4月1日現在)

- 市営住宅への入居申込み
- 所得や納税の証明書の申請
- 就学援助、特別支援教育就学奨励費、学区外通学の申請
- 保育所、学童保育の利用申込み
- 住民票の続柄記載を「縁故者」に変更可

❖民間事業者などにおいても利用可能なサービスが増えるよう制度の趣旨を周知していきます。



### 宣誓手続きができる人

次のすべての要件を満たす必要があります

- 双方又は一方が性的マイノリティでパートナーシップの関係にあること
- 双方が成年(18歳以上)で配偶者がいないこと
- 宣誓する相手方以外とパートナーシップの関係にないこと
- 民法に規定する婚姻できない続柄にないこと  
(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと)
- 市内に同一の住所を有していること  
(3か月以内の転入予定者等を含む)



お問い合わせ

酒田市 市民部 共生社会課 男女共同参画推進センター・ウィズ

☎998-0044 酒田市中町三丁目4番5号 交流ひろば内

☎ 0234-26-5616 ✉ kyousei-with@city.sakata.lg.jp

## 宣誓手続きの流れ

1

### 宣誓日時の事前予約

電話またはメールで宣誓希望日のおおむね1週間前までに予約してください

2

### パートナーシップ宣誓

パートナーとお二人で交流ひろば内 地域共生課にお越しください  
宣誓書に署名し、必要書類を合わせてご提出ください

3

### 受領証明書の交付

後日「受領証明書」を郵送で交付します

～性はグラデーション～

性の多様性  
基礎知識

**性的マイノリティ** 性的少数者（LGBTなど）の総称。

性的指向が異性愛でない人々や、性自認が身体の性別と異なる人々を表します。

なお、性の3要素（身体の性別、性的指向、性自認）の組み合わせが多様であるだけでなく、

各要素において濃淡や強弱があることを指して「**性のグラデーション**」と表現されることがあります。

人々を表す



**LGBTQ** (性的少数者)

**L: Lesbian** レズビアン(女性の同性愛者)

**G: Gay** ゲイ(男性の同性愛者)

**B: Bisexual** バイセクシャル(両性愛者)

**T: Transgender** トランスジェンダー  
(身体の性別と自己の認識する性が一致しない人)

**Q: Questioning** クエスチョニング  
(自分の性のあり方について、わからない、  
または決めたくない人)

?

≡



属性を表す

**SOGI** (性的指向及び性自認)

**SO: Sexual Orientation** 性的指向  
(性的魅力をどのような相手に対して感じるか  
／感じないか)

**GI: Gender Identity** 性自認  
(自己の認識する性、自分の性別をどう認識し  
ているか)

### 市民・事業者のみなさまへ

お店や事業所などで、パートナーであることを証明するために「受領証明書」が提示される場合があります。  
この制度は法律上の効力が生じるものではありませんが、宣誓者お二人の思いを尊重するものです。  
本制度の趣旨をご理解いただき、配慮と公平かつ適切な対応にご協力をお願いします。